

## 追 加 情 報

「平成 28 年の 相続税・贈与税入門の入門」（平成 28 年 4 月 25 日）の刊行後、平成 28 年 4 月 6 日付で国税庁より「財産評価基本通達の一部改正について」（課評 2-10 他）が公表されました。

この改正により、平成 28 年 4 月 1 日以後に相続等により取得した非上場株式等の純資産価額については、

「評価益×38%」が「**評価益×37%**」

となりました。

つきましては、本書の下記ページの該当部分を次のように読み替えてください。

- ① 209 ページから 211 ページまで  
「評価益×38%」を「**評価益×37%**」に
- ② 224 ページ  
「評価益×38%」を「**評価益×37%**」に  
「×38%」を「**×37%**」に
- ③ 235 ページ  
「評価益の 38%」を「**評価益の 37%**」に

税務研究会出版局  
(H28.5.11)